

監査委員告示第8号

住民監査請求に係る勧告に基づき、松阪市長が講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により公表する。

平成30年7月2日

松阪市監査委員 西村和浩

松阪市監査委員 加藤恭子

松阪市監査委員 中村良子

18 松地づ第 000285 号

平成 30 年 6 月 25 日

松阪市監査委員 西村 和浩 様
松阪市監査委員 加藤 恭子 様
松阪市監査委員 中村 良子 様

松阪市長 竹上 真人

住民監査請求に係る勧告を受けて講じた措置について(通知)

平成 30 年 4 月 23 日付 18 松監第 000025 号「住民監査請求の監査結果について(通知)」により勧告を受けたことについて、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により通知します。

記

1. 勧告の内容

市長は、正しい地区集会所改修事業費に基づき補助金額を算出し、松阪市補助金等交付規則第 17 条及び第 18 条に基づく措置を講ずること。

2. 勧告に基づき講じた措置

正しい地区集会所改修事業費は、8,454,000 円であり、これに基づく補助金額を 4,177,000 円とした。〔(8,454,000 円-100,000 円)×1/2〕

平成 23 年 6 月 23 日付 11 松コ第 253 号により確定し、交付された本件補助金は 4,808,000 円であった。

よって、松阪市補助金等交付規則第 17 条及び第 18 条に基づき、次のとおり交付の決定の一部を取り消すとともに返還を命じた。

(1)通知日

平成 30 年 6 月 25 日

(2)内容

ア 相手方 ○○自治会

イ 取消・返還額 850,726 円(利息 219,726 円を含む)

ウ 返還期限 平成 30 年 7 月 31 日

今回の措置の決定に至る経過について

(1)関係者への事情聴取および書類確認

今回の勧告を受け、あらためて補助金を交付した当該自治会の平成 23 年当時の自治会関係者、現在の自治会関係者、集会所改修工事の施工業者から事情の聴取あるいは関係書類の提出を求め、確認した。

(2)正しい地区集会所改修事業費の確定

(1)により確認した地区集会所改修事業費は、「住民監査請求の監査結果について(通知)」の内容と差異はなかった。

さらに建設部営繕課により、当該自治会集会所の現地確認を行い、契約額、支払額に対応する当時の見積書をもとに、当時の建設物価等の情報を用いて可能な範囲での積算検証を実施した。

これらにより、平成 23 年の事業実施当時、当該自治会が施工業者に支払ったとされる地区集会所改修事業費 8,454,000 円という額は、この積算検証に照らし適正な範囲と判断し、これを正しい地区集会所改修事業費と確定した。

(3)利息に対する考え方

本件に関して、当時の自治会関係者からの聴取により、着工後に増額変更がある可能性を見越して申請したこと、自治会員により工事に協力したことを利益供与とみなしていたこと等、補助金制度に関する誤った捉え方をしていた旨の説明があった。しかし、実際のところ交付申請前の段階で同時期に、工事内容に大きく相違がなく、材料単価の相違を主とする 2 種類の見積書が作成されていることが確認され、その高額な方の見積書に拠り補助金交付申請がなされ、一方で低額な方の見積書に拠り施工業者との工事契約を行っている。

また事業終了後も、実際の支払額に基づいて、言い換えれば工事内容の変更等を明確にして実績報告をすべきところが、特に説明等もないままに、実際には支払っていない高額な方の見積書に準じた工事をしたことを示す領収書により実績報告がなされている。

このような事実から考えると、実際の支払額に基づき算出した補助金額と交付済の補助金額との差額分の受給については、単に制度の錯誤等に基づくものとはいい難く、結果として不適正な受給であったと捉えざるを得ない。したがって、民法の規定により、差額を精算し返還を求めるのみでなく、利息を付することとしたものである。

なおその利率については、民法第 404 条の規定により年 5 分とし、起算の時点は、補助金が交付された翌日である平成 23 年 7 月 9 日とした。